

『連合アクション！街頭行動』の取り組み

働き方改革の推進、格差是正、福島県最低賃金引上げ周知と浸透に取り組む



連合福島を代表し挨拶する今野会長

連合福島は、11月12日（木）の夕方、通勤者の帰宅時間帯16:45～福島市内の2カ所（MAXふくしま北広場、福島駅東口エスタビル前）において「連合アクション街頭行動」を実施した。

連合本部方針並びに、現下の社会情勢と悪化する労働環を踏まえ、働き方改革の推進、格差是正、福島県最低賃金引き上げ、また11月は過労死防止啓発月間に合わせ、長時間労働是正のアピールを行った。さらに連合福島独自のなんでも労働相談ダイヤル、メンタルカウンセリングの周知と活用を訴えた。

この行動は、一般市民・すべての働く方への世論喚起が目的で、今回は、コロナ感染防止の観点から必要最低限の行動とし、内局と福島地区連合が参加した。

冒頭、連合福島を代表し今野 泰会長は、「コロナ禍の影響は、社会経済に大きなダメージを与え、雇用面においても全国7万人を超える離職・失業者を数えた。これから年末年始にかけ、生活や労働条件面への深刻さが増すことも危惧される。連合福島は、引き続き職場実態をつぶさに検証しながら、働く上でのセーフティネット構築に向け、行政はもとより関係団体に働きかけていく。街頭でお配りしているチラシにある個別の労働相談やメンタル面での相談として来週11月16日～21日まで6日間の相談キャンペーンに取り組む。是非、活用いただきたい。」と挨拶した。

続いては、急遽かけつけていただいた立憲民主党福島県連第1区総支部の政調会長・石原洋三郎福島市議から連帯のあいさつを受け、最後に連合福島・八巻正一事務局長の連合福島の取り組みについて報告をした。今回は、感染防止のため十分なソーシャルディスタンスを確保し、配布チラシ等は所定の入れ物から各自受け取る方式とした。また、立ち止まって聴講される方もあり、関心の高さが感じられた。

○地元商店街の皆様、ご通行の皆様ご協力ありがとうございました○

取り組み報告をする八巻事務局長

立憲民主党県連第1区総支部より
石原洋三郎政調会長挨拶

聴講される市民の方々



新型コロナウイルス感染症と心のケア(3)：差別しない・されないで大切なこと

福島県立医科大学医学部 災害こころの医学講座 小林智之

新型コロナウイルス感染症は、多くの人々の健康を脅かしているだけでなく、感染した人に対する差別の問題を引き起こしています。差別は、誹謗中傷や無視、職場においては回復後の出勤拒否や解雇などといった問題に発展する可能性があります。

感染した人に対する差別は、主に2つの心理が働いています。

1つは、自分や身内の健康を守りたいという気持ちです。感染した人は、ウイルスの被害者であることは間違いありませんが、同時に他の人にウイルスをうつす加害者として見られてしまうことがあります。こうしたことは、過去に流行した感染症（エイズやSARSなど）にも前例がありますが、自分の健康に不安を強く抱いている人ほど、結果的に感染した人に対して差別的にふるまいやすくなる状況を導きます。

もう1つは、感染した人に対する共感性の低さです。実際に感染していない人は、感染した人の気持ちや体験を想像することが難しいです。相手の気持ちや体験をうまく想像できないと、差別的になるのに抑制が効かなくなります。くわえて、感染した人は外出自粛や外出時の予防などに従わなかったと見られるので、「自業自得だ」として、むしろ差別や攻撃が正当化されることもあります。

また、新型コロナウイルス感染症の場合、感染の有無を見ただけから判断することが難しいので、本当はただの風邪なのに「それっぽい」というだけで差別を受けることもあります。

自分が差別をしないため、そして差別をされないためには、次のことを心がけることが大切です。

1. 正しい知識の共有。厚生労働省やWHOは新型コロナウイルス感染症についてたくさんの情報を提供しています。たとえば、ウイルスは水でもかなりの数を洗い流せることや、発熱等の症状が出て7～10日を過ぎると感染力が急激に低下することが知られています。知識は、感染した人に対する過剰な態度やふるまいを予防します。差別を防ぐためには、こうした知識を会社や家で共有することが大切です。

2. 感染した方（疑いのある方）への対応のルールを作る。健康の不安は感染症に関する差別を大きくします。会社や家庭で感染した人または感染が疑われた人が出たとき、その人を含め社員・家族の健康と生活を守る方法が明確であることは、差別のもととなる健康の不安を緩和することができます。

3. 検疫中や隔離中の継続的な交流。交流の機会が減ると、相手の状況が不透明になり、共感しにくくなります。社内や家庭で検疫中・隔離中の人がいるならば、ビデオ電話などで積極的に交流を図ること、交流を継続するルールを作っておくことが大切です。

4. 相談できる相手や専門機関を知ること。差別を受けた側も感染を怖がる気持ちがわかるため、差別した人を責めることができないかもしれません。それでも、差別を受けることは人のこころを大きく傷つけます。信用できる人に話を聞いてもらうようにしましょう。各専門機関でも相談を受け付けています。参考にしてください。

新型コロナウイルス感染症に関する差別等の特設窓口

新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷被害の相談窓口(福島県)：<https://kokoro-musubu.com/>

人権相談窓口(法務省)：http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

差別が問題になる一方で、多くの方は感染した人に励ましのメッセージを送っています。感染することの怖さやずっと健康でありたいという気持ちは誰でも同じです。しかし、だからといって誰かを傷つけるような発言やふるまいをするのは明らかに間違っています。誰もが不安を抱えるからこそお互いに助け合って生活していけるといいですね。